

各章		これまでに決定または現在検討中の事項	次に最優先して検討すべき事項	今後の検討すべき課題
前文	制定の趣旨	前文		
1章	総則		1-1 目的 1-2 基本理念 1-3 基本方針 1-4 最高規範性 ※1	
2章	議会及び議員の活動原則等		2-1 議会の活動原則 2-2 議員の活動原則 2-3 会派	2-4 説明責任 2-5 議決責任
3章	議会運営	3-2 委員会 4-1 委員会等の公開等	2-6 議長の責務 3-1 議会運営の原則	
4章	市民と議会の関係		4-2 広報広聴機能	4-3 市民参加及び市民との連携 (削除4-4 情報公開)
5章	議会と市長等の関係	5-5 予算・決算審議における説明 5-6 法第96条第2項の議決事件	4-5 請願と陳情 5-3 政策等の監視及び評価	(削除4-6 説明責任等) 5-1 市長等との関係の活動原則 (削除5-2 一問一答方式等) 5-4 重要な政策等の説明及び審議
6章	議会の機能強化		6-1 議員研修	(削除5-7 政策立案等 ※2) 5-8 議員の文書による質問
7章	議会改革の推進		6-4 調査研究機関の設置 6-5 予算の確保 7-1 議会改革の継続的な取組 7-2 検討会の設置	6-2 議員相互の討議の推進 6-3 政策立案及び政策提言 ※2
8章	議員の政治倫理	8-1 議員の政治倫理		7-3 交流及び連携の推進
9章	議会及び議会事務局の体制整備		9-2 議会事務局の体制整備 9-3 議会図書室	9-1 議員政策研究会及び議会活性化推進会議
10章	議員の定数及び議員報酬		10-1 議員の定数 10-2 議員報酬	(削除11-1 所管事務調査)
11章	政務調査		11-2 政務調査費	(削除11-3 審査・調査活動等)
12章	補則		12-1 条例の見直し 12-3 議会及び議員の責務	(削除12-2 他の条例との関係 ※1) (削除12-4 委任)